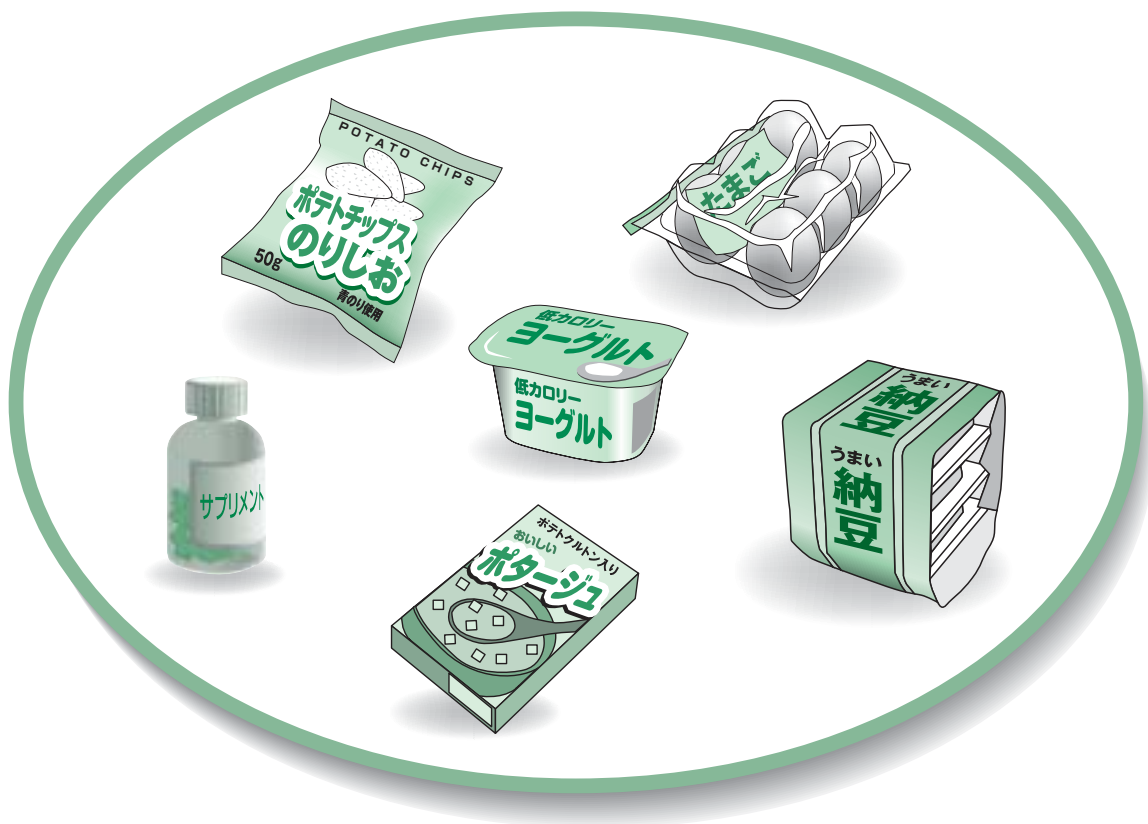


食品に 栄養表示 するときは…

— 栄養表示基準・誇大表示について —



食品に栄養表示するときは…

— 栄養表示基準・誇大表示について —

CONTENTS

目次

I 栄養表示基準	1
1 栄養表示基準制度とは	1
2 適用の範囲	1
(1) 対象食品	
(2) 対象になる表示媒体	
(3) 栄養表示基準の適用対象とはならないもの	
3 栄養表示基準が適用となる栄養成分等	2
(1) 健康増進法第31条第1項で規定する栄養成分及び熱量	
(2) 栄養表示基準が適用される栄養表示	
4 表示方法	4
(1) 表示場所	
(2) 表示の項目と順番	
(3) 表示方法	
(4) 表示単位等	
(5) 表示量の誤差の許容範囲	
(6) 表示する際の字の大きさ	
(7) 数値の丸め方等	
(8) 0(ゼロ)と表示できる基準	
5 強調表示	8
(1) 補給ができる旨の表示	
(2) 適切な摂取ができる旨の表示	
(3) 相対表示	
6 栄養機能食品	12
(1) 栄養機能食品とは	
(2) 栄養機能食品として表示を行うには	
(3) 機能に関する表示を行うことができる栄養成分について	
(4) 必要表示事項	
(5) 表示禁止事項	
II 誇大表示の禁止	16
<参考>保健機能食品制度及び特別用途食品制度	18
東京都内の相談窓口一覧(平成23年7月現在)	20

I 栄養表示基準

1 栄養表示基準制度とは

栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）は、健康増進法第31条に基づき、販売に供する食品（特別用途食品を除く。）について、日本語により栄養成分又は熱量に関する表示（以下、「栄養表示」という。）をする場合に適用される基準である。販売に供する食品の容器包装及び添付文書に栄養表示をする場合はもちろんのこと、栄養成分の総称等の表示を行う場合には、栄養表示基準に従った表示をしなければならない。

栄養表示基準では、国民の栄養摂取の状況からみて、その欠乏・過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして、厚生労働省令で定められた栄養素の中から基準の対象となる栄養成分・熱量を定め、表示することを義務づけている。また、補給ができる旨及び適切な摂取ができる旨を表示する場合に、含有量が一定の基準を満たすことを義務づけている。

ポイント！

- 健康増進法に基づく食品の表示制度は、我が国の健康づくりに関する施策との整合性を図りつつ定められている。
- 販売に供する食品の栄養成分・熱量の表示に一定のルール化を図ることで、消費者が食品を選択する上での適切な情報を提供することを目的としている。

栄養表示基準に従った表示をしていない場合

消費者庁長官は、

栄養表示基準に従い必要な表示をすべき旨の勧告（健康増進法第32条第1項）

正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合、その者に対しその勧告に係る措置をとるべき旨の命令（健康増進法第32条第2項）

命令に従わなかった場合、罰則を適用
50万円以下の罰金（健康増進法第37条第1項第1号）

2 適用の範囲

(1) 対象食品

- ア 販売に供する食品（一般の消費者に販売される加工食品等。特別用途食品を除く。）に、日本語で栄養表示しようとするもの
- イ 輸入した食品に日本語で栄養表示をして販売するもの

注意！

- ※ 生鮮食品は栄養表示基準の適用を受けないが、例外として鶏卵のみ対象となる。
- ※ 食品そのものに含まれる栄養成分について栄養表示を行う場合も、栄養表示基準の対象となる。



(2) 対象となる表示媒体

販売される製品の容器包装及びその製品に添付する文書

(3) 栄養表示基準の適用対象とはならないもの

- ア 原材料名としての栄養成分名のみを表示
- イ 「ミネラルウォーター」のように品名の中に一般名称として、栄養成分名のみが表示される表示
- ウ 他の法律により義務付けられた栄養成分名の表示
- エ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく表示
- オ 「うす塩味」、「甘さひかえめ」など味覚に関する表示
- カ 店頭等で表示されるポップやポスター等、製品の容器包装及び添付文書以外のものに栄養表示する場合
- キ 営業者が使用するいわゆる業務用（加工用）のもの（ただし、消費者が直接その表示を見る機会のある場合は対象となる。）


<栄養表示基準の対象とならない例>

- ◎ 品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく表示
(例)

名 称	ビタミンC含有食品
原材料名	〇〇〇〇、△△△ ××××、 ……
- ◎ 「味」に関する表現の場合
(例)

甘さひかえめ	うす塩味 〇〇〇〇
--------	--------------

注意!
「甘さひかえめ」「うす塩味」などの味覚に関する表示は、栄養表示基準の対象とならない。
ただし、「あま塩」「うす塩」「あさ塩」等の表示は、栄養表示として対象となる。



3 栄養表示基準が適用となる栄養成分等

(1) 健康増進法第31条第1項で規定する栄養成分及び熱量

熱量（エネルギー）、たんぱく質、脂質及び炭水化物

ミネラル（亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、ヨウ素及びリン）

ビタミン（ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK及び葉酸）

また、強調表示の基準が定められている飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びショ糖、並びにビタミンAと同様の機能表示が認められるβ-カロテンについては、表示栄養成分量の記載を必要とする成分として取扱う（「栄養表示基準に定められていない成分の表示に関する取扱いについて（H19.1.30厚生労働省通知食安新発第0130001号）」）。

(2) 栄養表示基準が適用される栄養表示

(1) 及び強調表示の基準に規定される栄養成分及び熱量をそのまま表示する場合はもとより、下記にある表現も栄養表示基準が適用となる。したがって、これらを表示する場合には一般表示事項の記載が必要になるが、このうち、(1)に規定される栄養成分以外の成分については含有量の表示は必須ではない(P5 注意事項参照)。

- ・ ビタミン、ミネラル等の総称
- ・ プロテイン、ファット等の別名称
- ・ 脂質における不飽和脂肪酸、炭水化物における食物繊維等、その種類である栄養成分
- ・ たんぱく質におけるアミノ酸等、その構成成分
- ・ ビタミンAにおけるβ-カロテン等の前駆体

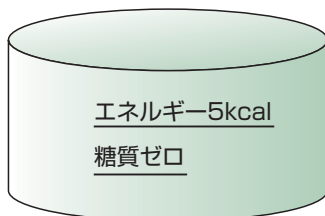
その他これらを示唆する一切の表現(果実繊維、カルシウムイオン、シュガーレス、ノンオイル、DHA、コレステロール、オリゴ糖、糖アルコール、低塩、食塩無添加等)

等の表示

<栄養表示基準に従った表示が必要な場合とは?>

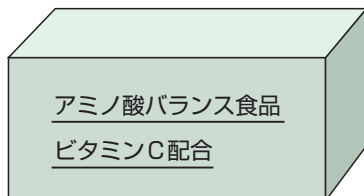
◎ 栄養成分等に関する表示がある場合

(例)



栄養成分1個(50g)当たり

エネルギー	5kcal
たんぱく質	5.3g
脂質	19.2g
糖質	0.1g
食物繊維	1.7g
ナトリウム	44mg



栄養成分表示100g当たり

エネルギー	54kcal
たんぱく質、脂質	0g
炭水化物	12.5g
ナトリウム	4mg
ビタミンC	18mg

または

栄養成分表示100g当たり

エネルギー	54kcal
たんぱく質、脂質	0g
炭水化物	12.5g
ナトリウム	4mg
ビタミンC	18mg
ロイシン	503mg
イソロイシン	392mg
バリン	314mg
メチオニン	45mg
フェニルアラニン	296mg

※下線を付けた部分が、栄養表示基準が適用となる表示です。

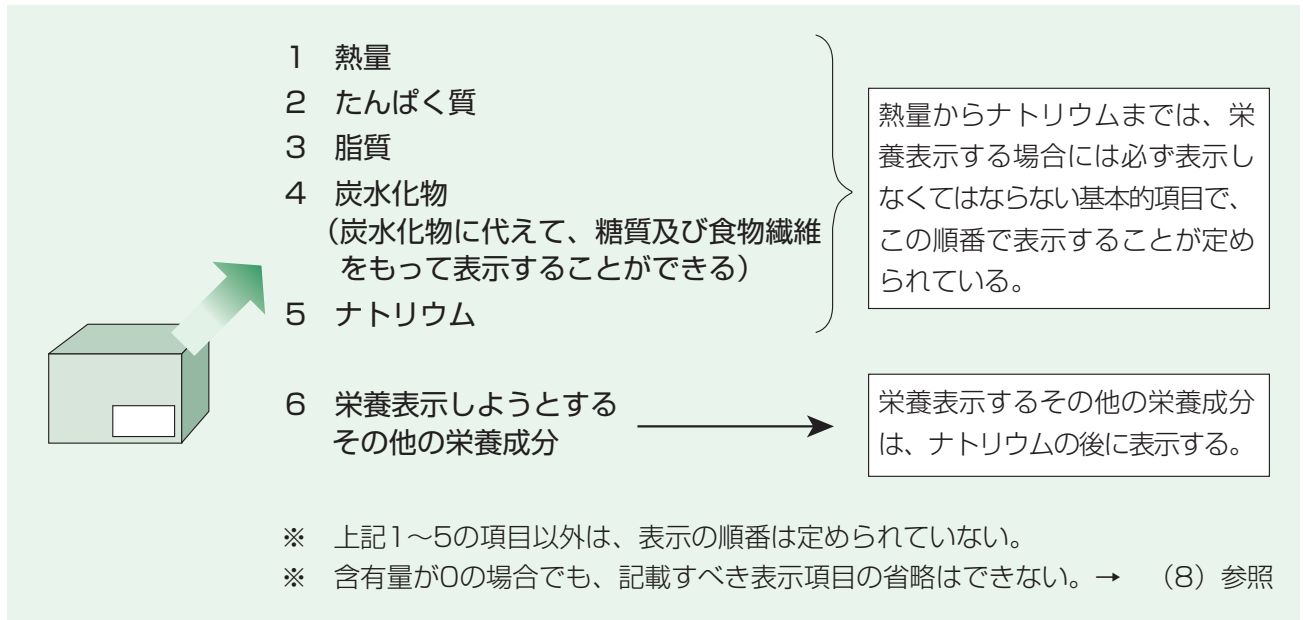
4 表示方法

(1) 表示場所

容器包装の見やすい場所又はその食品に添付する文書。

なお、添付文書に記載する場合以外は、開かないでも容易に見ることができる場所に読みやすく表示する。

(2) 表示の項目と順番



(3) 表示方法

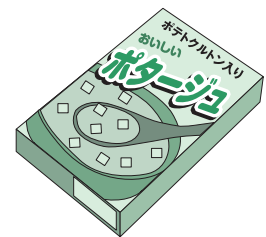
ア 販売される状態における可食部分の100g、100ml、1食分又は1包装等の1食品単位当たりの表示栄養成分の含有量について表示する。

なお、食品単位を1食分と表示する場合は、その量(g、ml又は個数等)を併せて記載する。この場合の1食分の量は、1回に摂取する量として営業者等が定めた量とする。

イ 一般の消費者がわかりやすいように日本語で読みやすく、理解しやすいような用語により正確に記載する。

なお、表示に用いる栄養成分等の名称は、下記のように表示することもできる。

熱量	→	エネルギー
たんぱく質	→	蛋白質、たん白質、タンパク質、たんぱく、タンパク
ナトリウム	→	Na
カルシウム	→	Ca
鉄	→	Fe
ビタミンA	→	VA (その他のビタミンも同様)



(4) 表示単位等

表1「表示単位・分析方法・誤差範囲・0(ゼロ)と表示できる基準」(P6~7)のとおり

ア 栄養成分等の含有量は、一定値又は下限値及び上限値で表示する。「微量」などの言葉や、割合(%)での表示はできない。

イ 表示単位が定められているものは、その単位で表示する。

(5) 表示量の誤差の許容範囲

表1「表示単位・分析方法・誤差範囲・0（ゼロ）と表示できる基準」（P6～7）のとおり材料のバラツキや経時変化等を考慮し、消費期限又は賞味期限の期間中、一定値をもって表示されている場合は、定められた分析方法による分析値が誤差の許容範囲内にあること。

また、下限値及び上限値で表示されている場合は、分析値がその範囲内であること。

(6) 表示する際の字の大きさ

表示事項は、原則として8ポイント以上の活字で記載する。ただし、容器包装又は包装の表示面積が150cm²以下の場合には、5.5ポイント以上の活字で記載することができる。

8ポイント見本

5.5ポイント見本

注意！

表示面積が小さい場合でも、表示事項を省略することはできない。

(7) 数値の丸め方等

含有量の有効数字や数値の丸め方については、とくに基準はない。

(8) 0（ゼロ）と表示できる基準

表1「表示単位・分析方法・誤差範囲・0（ゼロ）と表示できる基準」（P6～7）のとおり
ア 基準が定められている栄養成分等については、食品100g当たり（一般に飲用に供する液状の食品では100m^l当たり）、該当する栄養成分等の量が「0（ゼロ）と表示できる基準値」未満の場合には0（ゼロ）と表示することができる。

イ 含有量が0（ゼロ）であっても表示項目の省略はできないが、複数の表示項目が0（ゼロ）である場合には、「たんぱく質とナトリウムが0（ゼロ）」というように一括して表示することができる。

注意事項

- ※ 定められた栄養成分以外の成分の表示は、科学的根拠に基づいたものである限り、販売者の責任において任意に行われるべきものとして取り扱う。
また、表示をする際は、栄養成分表示の枠外に記載するか、線などで区切り、栄養成分とは異なることが理解できるように表示する。
- ※ 含有量の表示は必ず分析を行わなければならないものではなく、五訂増補食品成分表などを用いて得られた計算上の値を記載してもよい。結果として表示された含有量が正確な値であれば不適正な表示にはならない。ただし、実際に分析して得られた値と表示している含有量とが誤差の許容範囲を超えていた場合、若しくは下限値及び上限値の幅を超えていた場合は、不適正な表示となる。
- ※ 水等を加えることによって、販売時と摂食時で重量に変化があるもの（粉末ジュース、粉末スープ、米、小麦粉、乾めん、マーボ豆腐の素等）においても販売時（水等を加える前）の栄養成分量及び熱量を表示する。
ただし、お茶など葉が食されることがないもの（他にドリップ式コーヒー、パックだし）は、浸出液の栄養成分量及び熱量を表示する。
- ※ セットで販売され、通常一緒に食される食品（即席めんなどにおける「めん、かやく、スープの素」、ハンバーグセットにおける「ハンバーグとソース」等）の表示については、セット合計の含有量を表示する必要がある。これに併せて、セットを構成する個々の食品についても、含有量を表示することは差し支えない。

<栄養成分表示の表示例>

栄養成分表示 100g当たり	
熱量	417kcal
たんぱく質	10g
脂質	5g
炭水化物	75g
ナトリウム	35mg
カルシウム	200mg
DHA	〇mg
EPA	〇mg

栄養成分 3粒（300mg）当たり	
熱量	1.2～2.2kcal
たんぱく質	0.01～0.03g
脂質	0.01～0.02g
糖質	0.25～0.43g
食物繊維	0.02～0.04g
ナトリウム	5～8mg
ビタミンA	10～17μg
ポリフェノール	〇mg

表1 表示単位・分析方法・誤差範囲・0（ゼロ）と表示できる基準

栄養成分 (第1欄)	表示単位 (第2欄)	分析方法 (第3欄)	誤差 範囲 (第4欄)	0（ゼロ）と 表示できる基準 (第5欄) ※
たんぱく質	g又はグラム	窒素定量換算法	-20% ~+20%	0.5g
脂質	g又はグラム	エーテル抽出法、クロロホルム・メタノール混液抽出法、ゲルベル法、酸分解法又はレーゼゴットリーブ法	-20% ~+20%	0.5g
飽和脂肪酸	g又はグラム	ガスクロマトグラフ法	-20% ~+20%	0.1g
コレステロール	mg又はミリグラム	ガスクロマトグラフ法	-20% ~+20%	5mg
炭水化物	g又はグラム	当該食品の重量から、たんぱく質、脂質、灰分及び水分の量を控除して算定すること。 この場合において、たんぱく質及び脂質の量にあつては、第1欄の区分に応じ、第3欄に掲げる方法により測定し、灰分及び水分の量にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により測定すること。 1 灰分 酢酸マグネシウム添加灰化法、直接灰化法又は硫酸添加灰化法 2 水分 カールフィッシャー法、乾燥助剤法、減圧加熱乾燥法、常圧加熱乾燥法又はプラスチックフィルム法	-20% ~+20%	0.5g
糖質	g又はグラム	当該食品の重量から、たんぱく質、脂質、食物繊維、灰分及び水分の量を控除して算定すること。この場合において、たんぱく質、脂質及び食物繊維の量にあつては、第1欄の区分に応じ、第3欄に掲げる方法により測定し、灰分及び水分の量にあつては、炭水化物の項の第3欄の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により測定すること。	-20% ~+20%	0.5g
糖類	g又はグラム	ガスクロマトグラフ法又は高速液体クロマトグラフ法	-20% ~+20%	0.5g
食物繊維	g又はグラム	高速液体クロマトグラフ法又はプロスキー法	-20% ~+20%	
亜鉛	mg又はミリグラム	原子吸光光度法、キレート抽出-原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	-20% ~+50%	
カルシウム	mg又はミリグラム	過マンガン酸カリウム容量法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	-20% ~+50%	
鉄	mg又はミリグラム	オルトフェナントロリン吸光光度法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	-20% ~+50%	

※ 食品100g当たり（一般に飲用に供する液状の食品では、100ml当たり）の該当する栄養成分等の量が基準値未満の場合

栄養成分 (第1欄)	表示単位 (第2欄)	分析方法 (第3欄)	誤差 範囲 (第4欄)	0(ゼロ)と 表示できる基準 (第5欄) ※
銅	mg又はミリグラム	原子吸光光度法、キレート抽出-原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	-20% ~+50%	
ナトリウム	mg又はミリグラム (1000mg以上の場合は、 g又はグラムでも可)	原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	-20% ~+20%	5mg
マグネシウム	mg又はミリグラム	原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	-20% ~+50%	
ナイアシン	mg又はミリグラム	高速液体クロマトグラフ法又はナイアシン 定量用基礎培地法	-20% ~+80%	
パントテン酸	mg又はミリグラム	微生物定量法	-20% ~+80%	
ビオチン	μg又はマイクログラム	微生物定量法	-20% ~+80%	
ビタミンA	μg若しくはマイクログ ラム又はIU若しくは国 際単位	吸光光度法又は高速液体クロマトグラフ法	-20% ~+50%	
ビタミンB ₁	mg又はミリグラム	高速液体クロマトグラフ法又はチオクロ ム法	-20% ~+80%	
ビタミンB ₂	mg又はミリグラム	高速液体クロマトグラフ法又はルミフラ ビン法	-20% ~+80%	
ビタミンB ₆	mg又はミリグラム	微生物定量法	-20% ~+80%	
ビタミンB ₁₂	μg又はマイクログラム	微生物定量法	-20% ~+80%	
ビタミンC	mg又はミリグラム	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン法、イ ンドフェノール・キシレン法、高速液体ク ロマトグラフ法又は酸化還元滴定法	-20% ~+80%	
ビタミンD	μg若しくはマイクログ ラム又はIU若しくは国 際単位	高速液体クロマトグラフ法	-20% ~+50%	
ビタミンE	mg又はミリグラム	高速液体クロマトグラフ法	-20% ~+50%	
葉酸	μg又はマイクログラム	微生物定量法	-20% ~+80%	
熱量	kcal又はキロカロリー	修正アトウォーター法	-20% ~+20%	5kcal

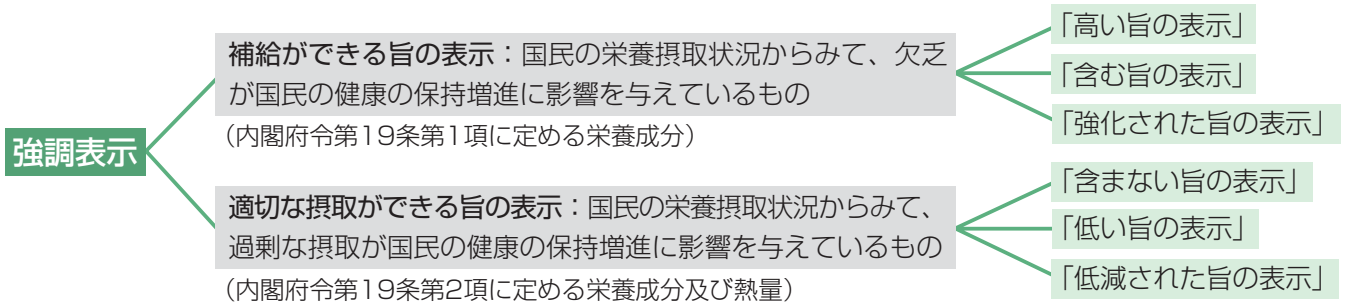
※ 食品100g当たり（一般に飲用に供する液状の食品では、100ml当たり）の該当する栄養成分等の量が基準値未満の場合

5 強調表示

正確な情報を国民に伝達することが特に必要であるものとして、内閣府令*で定める栄養成分又は熱量について、その補給ができる旨の表示やその適切な摂取ができる旨を表示することを強調表示という。強調表示は、下記のように分類される。このような表示をする場合は、以下の定められた基準を満たしていなければならない。

※健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年8月31日付内閣府令第57号）

<強調表示の分類>



(1) 補給ができる旨の表示

ア 高い旨の表示（絶対表示）

補給ができる旨の表示のうち、含む旨の表示及び強化された旨の表示にあたらぬものであり、「高」、「多」、「豊富」、その他これに類する表示をいう。

イ 含む旨の表示（絶対表示）

「源」、「供給」、「含有」、「入り」、「使用」、「添加」、その他これに類する表示をいう。

表2 補給ができる旨の表示について守るべき基準値一覧表

栄養成分	<第1欄> 高い旨の表示をする場合は、次のいずれかの基準値以上であること		<第2欄> 含む旨の表示をする場合は、次のいずれかの基準値以上であること	
	食品100g当たり ()内は、一般に飲用に供する液状での食品100ml当たりの場合	100kcal当たり	食品100g当たり ()内は、一般に飲用に供する液状での食品100ml当たりの場合	100kcal当たり
たんぱく質	15g (7.5g)	7.5g	7.5g (3.8g)	3.8g
食物繊維	6g (3g)	3g	3g (1.5g)	1.5g
亜鉛	2.10mg (1.05mg)	0.70mg	1.05mg (0.53mg)	0.35mg
カルシウム	210mg (105mg)	70mg	105mg (53mg)	35mg
鉄	2.25mg (1.13mg)	0.75mg	1.13mg (0.56mg)	0.38mg
銅	0.18mg (0.09mg)	0.06mg	0.09mg (0.05mg)	0.03mg
マグネシウム	75mg (38mg)	25mg	38mg (19mg)	13mg
ナイアシン	3.3mg (1.7mg)	1.1mg	1.7mg (0.8mg)	0.6mg
パントテン酸	1.65mg (0.83mg)	0.55mg	0.83mg (0.41mg)	0.28mg
ビオチン	14 μg (6.8 μg)	4.5 μg	6.8 μg (3.4 μg)	2.3 μg
ビタミンA	135 μg (68 μg)	45 μg	68 μg (34 μg)	23 μg
ビタミンB ₁	0.30mg (0.15mg)	0.10mg	0.15mg (0.08mg)	0.05mg
ビタミンB ₂	0.33mg (0.17mg)	0.11mg	0.17mg (0.08mg)	0.06mg
ビタミンB ₆	0.30mg (0.15mg)	0.10mg	0.15mg (0.08mg)	0.05mg
ビタミンB ₁₂	0.60 μg (0.30 μg)	0.20 μg	0.30 μg (0.15 μg)	0.10 μg
ビタミンC	24mg (12mg)	8mg	12mg (6mg)	4mg
ビタミンD	1.50 μg (0.75 μg)	0.50 μg	0.75 μg (0.38 μg)	0.25 μg
ビタミンE	2.4mg (1.2mg)	0.8mg	1.2mg (0.6mg)	0.4mg
葉酸	60 μg (30 μg)	20 μg	30 μg (15 μg)	10 μg

(2) 適切な摂取ができる旨の表示



ア 含まない旨の表示（絶対表示）

「無」、「ゼロ」、「ノン」、「レス」、その他これに類する表示をいう。

イ 低い旨の表示（絶対表示）

「低」、「ひかえめ」、「少」、「ライト」、「ダイエット」、「オフ」、その他これに類する表示をいう。

表3 適切な摂取ができる旨の表示について守るべき基準値一覧表

栄養成分	〈第1欄〉 含まない旨の表示をする場合は、次の基準値に満たないこと	〈第2欄〉 低い旨の表示をする場合は、次の基準値以下であること
	食品100g当たり ()内は、一般に飲用に供する液状での食品100ml当たりの場合	食品100g当たり ()内は、一般に飲用に供する液状での食品100ml当たりの場合
熱量	5kcal (5kcal)	40kcal (20kcal)
脂質	0.5g (0.5g)	3g (1.5g)
飽和脂肪酸	0.1g (0.1g)	1.5g (0.75g) かつ飽和脂肪酸由来エネルギーが全エネルギーの10%
コレステロール	5mg (5mg) かつ飽和脂肪酸の含有量 1.5g (0.75g) かつ飽和脂肪酸のエネルギー量が10% (注) 1食分の量を15g以下と表示するものであって当該食品中の脂肪酸の量のうち飽和脂肪酸の含有割合が15%以下で構成されているものを除く。	20mg (10mg) かつ飽和脂肪酸の含有量 1.5g (0.75g) かつ飽和脂肪酸のエネルギー量が10% (注) 1食分の量を15g以下と表示するものであって当該食品中の脂肪酸の量のうち飽和脂肪酸の含有割合が15%以下で構成されているものを除く。
糖類	0.5g (0.5g)	5g (2.5g)
ナトリウム	5mg (5mg)	120mg (120mg)

(注) ドレッシングタイプ調味料（いわゆるノンオイルドレッシング）について、脂質の含まない旨の表示については「0.5g」を、当分の間「3g」とする。

注意事項

- ※ 強調表示の基準が定められていない栄養成分について、強調表示を行うことは差し支えないが、誇大な表示とならないよう十分な注意が必要である。
- ※ 「高」「含む」等、補給ができる旨の表示は、100g（又は100ml）に換算したときに基準を満たしていれば強調表示しても問題はないが、1回当たりの摂取量が少ない場合、ミネラルやビタミンが相当量摂取できるような誤解を与える表示は適切とはいえない。
なお、このような食品については、栄養成分表示する食品単位を「1枚当たり」又は「1袋当たり」等とするのが適切な表示といえる。
- ※ 「砂糖不使用」の表示については、強調表示基準は適用されない。ただし、砂糖の表示は栄養成分に関する表示に該当するので、一般表示事項の表示は必要であり、その際、ショ糖の量を記載する。
なお、砂糖を原料として使用していなければ、その食品本来の成分としてショ糖が含まれていたり、他の糖類を使用しているも「砂糖不使用」と表示することができる。
- ※ 「食塩無添加」の表示についても同様に強調表示基準は適用されないが、一般表示事項の表示は必要である。
なお、その食品本来の成分としてナトリウムが含まれていても「食塩無添加」の表示はできるが、食塩以外の形であってもナトリウムを添加していれば「食塩無添加」の表示は行わないこと。

(3) 相対表示

ア 強化された旨の表示

他の食品と比べて栄養成分の量や割合が「多い」ことを表示する場合、強化された旨の表示のある栄養成分の「増加量」が、表2（P8）の第2欄の基準値以上であること。

強化された旨の表示とは：強化、増、アップ、プラス等、その他これに類する表示をいう。

例)「食物繊維〇〇g増量」という表示の場合、比較対象品との差が、製品100g当たり3g以上あることが必要（表2第2欄を参照）

イ 低減された旨の表示

他の食品と比べて栄養成分の量や割合が「少ない」ことを表示する場合、低減された旨の表示のある栄養成分等の「低減量」が、表3（P9）の第2欄の基準値以上であること。

低減された旨の表示とは：減、オフ、カット等、その他これに類する表示をいう。

例)「カロリー〇〇%カット」という表示の場合、比較対象品との差が、製品100g当たり40kcal以上あることが必要（表3第2欄を参照）

※ しょうゆのナトリウムについて低減された旨の表示をする場合

しょうゆのナトリウムの表示については、表3（P9）の第2欄の基準値以上の低減量があることのほかに、「同種の標準的なしょうゆ」に比べて低減割合が20%以上であることが定められている（栄養表示基準第11条）。

ウ 相対表示をする場合に必要な表示事項

次のことについて、相対表示に近接した場所に記載する。

(ア) 比較対象品名

当該比較対象品を特定するために必要な事項を記載する。

(例)「自社従来品〇〇」「五訂増補日本食品標準成分表〇〇」

ただし、比較対象品がまったく同種の食品である場合は、比較対象品名の記載は近接した場所でなくてもよい。

(イ) 増加（低減）量又は割合

当該栄養成分又は熱量の増加若しくは低減量又はその割合を記載する。

(例)「〇〇%カット」「〇〇g増」「〇〇%プラス」



注意事項

※ 強調表示は積極的にその栄養成分の量について主張するものである。従って、強調表示基準については誤差の許容範囲は認められない。ただし、増量（割合）又は低減量（割合）の表示値は分析値以下であればよい。

例えば、「ビタミンC 30%強化」と表示した場合、分析した結果において増加割合が29%しかない場合は不適正表示となる（P11「強調表示の表示例」参照）。

強調表示の例と実際の分析値との誤差の考え方

〈絶対表示の例〉

○○○○○ (商品名) ビタミンA ビタミンC たっぷり	栄養成分表示 100g当たり	
	エネルギー	50kcal
	たんぱく質	5g
	脂質	2g
	炭水化物	3g
	ナトリウム	3mg
	ビタミンA	140 μ g
ビタミンC	100mg	

考え方

下線部分については、表2 (P8) の第1欄の
高い旨の基準値を満たしている必要がある。

基準値 ビタミンA 135 μ g
 ビタミンC 24mg

いずれも「たっぷり」の強調表示を
することができる。

表示検査では、基準値を満たしている
ので、「たっぷり」の強調表示は
できる

誤差の考え方

【成分分析の結果】 (ビタミンAの場合)

※実際の分析値が150 μ gの場合

①誤差範囲 -20%~+50%以内である → 栄養成分表示○

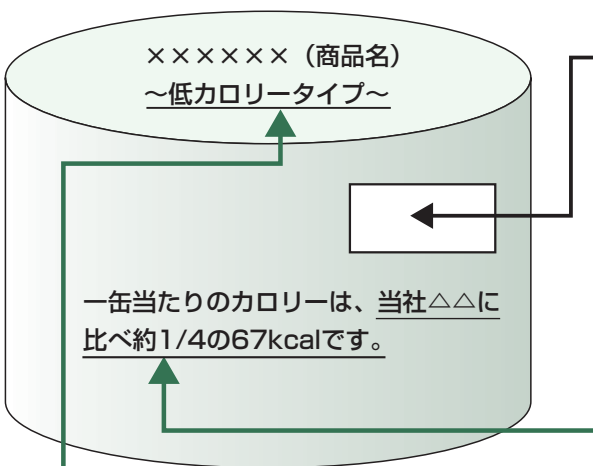
②高い旨の基準値 (P8表2の第1欄) 「135 μ g」を上回っている → 「たっぷり」の強調表示○

※実際の分析値が130 μ gの場合

①誤差範囲 -20%~+50%以内である → 栄養成分表示○

②高い旨の基準値 (P8表2の第1欄) 「135 μ g」を下回っている → 「たっぷり」の強調表示×

〈相対表示の例〉



栄養成分表示 1缶 (85g) 当たり

エネルギー	67kcal	たんぱく質	15.8g
脂質	0.4g	炭水化物	0.2g
ナトリウム	330mg	(食塩相当量)	0.9g

考え方 1

まず、エネルギーの相対表示を確認します。

「低減された旨の表示」をする場合、比較対象品との差 (製品100g当たり) が、表3 (P9) の第2欄の基準値以上であることが必要になります。

この例では、100g当たりのエネルギーは79kcalとなり、比較対象品のエネルギーは約316kcalとなります。製品100g当たりカットされているエネルギーは約237kcalとなり、基準値の40kcalを満たしているため、エネルギーについての相対表示をすることができます。

考え方 2

「低カロリータイプ」という表現は、(考え方1)に基づき、「比較対象品よりもエネルギーが低い」、つまり相対表示の「低減された旨」を表しています。

ポイント

~相対表示と絶対表示が混在しているように見える強調表示~

この例のように、比較対象食品及び低減量が記載されている場合は、相対表示の「低減された旨の表示」になります。

誤差の考え方

【成分分析の結果】 (エネルギーの場合)

※実際の分析値が55kcalの場合

①誤差範囲 -20%~+20%以内である → 栄養成分表示○

②実際の低減量である「約1/4」より小さい → 「約1/4」の強調表示○

※実際の分析値が75kcalの場合

①誤差範囲 -20%~+20%以内である → 栄養成分表示○

②実際の低減量である「約1/4」より大きい → 「約1/4」の強調表示×

6 栄養機能食品

(1) 栄養機能食品とは

健康の維持等に必要な栄養成分（ミネラル、ビタミン）の補給を主な目的として摂取する人に対して、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準に従ってその栄養成分について機能の表示をしている食品である（食品衛生法施行規則第21条第1項第1号シ、栄養表示基準第2条第2項）。

高齢化やライフスタイルの変化等により、通常の食生活を行うことが難しく1日に必要な栄養成分を摂れない場合などに、その補給・補完のために利用してもらうことを趣旨としている。

(2) 栄養機能食品として表示を行うには

1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養分量が、国が定めた上・下限値の規格基準に適合している場合、その栄養成分の機能の表示ができる。機能表示と併せて、定められた注意事項等も表示する必要があるが、国への許可申請や届出の必要はない。

(3) 機能に関する表示を行うことができる栄養成分について

人間の生命活動に不可欠な栄養素で、科学的根拠が医学的・栄養学的に広く認められ確立されたものが対象であり、現在はミネラル5種類、ビタミン12種類について規格基準が定められている。

<規格基準が定められている栄養成分>

ミネラル	カルシウム、亜鉛、銅、マグネシウム、鉄
ビタミン	ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB ₁ 、ビタミンB ₂ 、ビタミンB ₆ 、ビタミンB ₁₂ 、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、葉酸

(4) 必要表示事項

定められた栄養成分の機能表示の他、摂取するうえでの注意事項や消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない旨等、表示しなければならない事項が定められている。

- ① 栄養機能食品である旨及び栄養成分の名称
消費者に一目でわかるような場所に、栄養機能食品である旨の表示と続けてかっこ書きで、栄養成分の名称を表示する。
- ② 栄養成分の機能（表4（P13～15）の第3欄参照）
表示内容の主旨が同じであっても、表4にある表示内容以外の記載は認められない。
- ③ 栄養分量及び熱量（栄養表示基準に従った表示とすること。）
- ④ 1日当たりの摂取目安量
- ⑤ 摂取の方法及び摂取するうえでの注意事項（表4（P13～15）の第5欄参照）
表示内容の主旨が同じであっても、表4にある表示内容以外の記載は認められない。
- ⑥ 1日当たりの摂取目安量に含まれる機能表示成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合
栄養素等表示基準値（表5（P15）参照）に占める割合を百分率又は割合で表示する。また、④の1日当たりの摂取目安量を幅で示した場合（（例）「2～4粒を目安に…」）には、栄養素等表示基準値に占める割合も幅を用いて表示する。
- ⑦ 調理又は保存の方法に関し注意を必要とするものは、その注意事項
- ⑧ バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言
「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。
なお、この表示は、消費者が商品選択する際の情報提供とするため容器包装の前面とし、容器の底面に表示する等表示義務づけの趣旨を没却するような表示方法は適切でない。
- ⑨ 本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものでない旨

(5) 表示禁止事項

ア 栄養機能食品として、基準が定められている栄養成分以外の成分の機能の表示

イ 特定の保健の目的が期待できる旨の表示

特定保健用食品で許可されている、「お腹の調子を整える」など、特定の保健の目的に役立つ旨の表示は禁止されている。

なお、上記の他に、栄養機能食品は、疾病名の表示その他医薬品と誤認されるおそれのある表示も禁止されている。（「栄養機能食品の表示に関する基準」（H13.3.27厚生労働省告示第97号））

<表示例>

栄養機能食品（カルシウム）

カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。

商品名：○○

栄養成分表示（3粒（1g）当たり）

エネルギー	2kcal	たんぱく質	0.2g	脂質	0g
炭水化物	0.6g	ナトリウム	1mg	カルシウム	400mg

1日当たりの摂取目安量が3粒であり、3粒のカルシウム含有量が下限・上限量の基準値（210mg以上600mg以下）を満たしているため、カルシウムについての機能の表示ができる。

1日当たりの摂取目安量：1日当たり3粒を目安にお召し上がりください。

摂取の方法及び摂取する上での注意事項：かまずに水などでお飲みください。

本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合：カルシウム57%

調理又は保存方法：保存は高温多湿を避け、開封後キャップをしっかり閉めて早めにお召し上がり下さい。

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。



表4 栄養機能食品として表示できる栄養成分、下限量、機能、上限量及び注意事項

◎ 1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分量が、第2欄（下限量）及び第4欄（上限量）の範囲内であるとき、「栄養機能食品」としての表示が可能になる。

第1欄 （栄養成分）	第2欄 （下限量）	第3欄 （機能）	第4欄 （上限量）	第5欄 （注意事項）
亜鉛	2.10mg	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。 亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。 亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。	15mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂りすぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
カルシウム	210mg	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。	600mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

第1欄 (栄養成分)	第2欄 (下限量)	第3欄 (機能)	第4欄 (上限量)	第5欄 (注意事項)
鉄	2.25mg	鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。	10mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
銅	0.18mg	銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。	6mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
マグネシウム	75mg	マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。 マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。	300mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
ナイアシン	3.3mg	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	60mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
パントテン酸	1.65mg	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	30mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビオチン	14 μg	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	500 μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンA 注)	135 μg (450IU)	ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。 ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	600 μg (2,000IU)	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。妊娠3か月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。
ビタミンB ₁	0.30mg	ビタミンB ₁ は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	25mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB ₂	0.33mg	ビタミンB ₂ は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	12mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB ₆	0.30mg	ビタミンB ₆ は、たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	10mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB ₁₂	0.60 μg	ビタミンB ₁₂ は、赤血球の形成を助ける栄養素です。	60 μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンC	24mg	ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。	1,000mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンD	1.50 μg (60IU)	ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	5.0 μg (200IU)	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

第1欄 (栄養成分)	第2欄 (下限量)	第3欄 (機能)	第4欄 (上限量)	第5欄 (注意事項)
ビタミンE	2.4mg	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	150mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
葉酸	60 μ g	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	200 μ g	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育が良くなるものではありません。

注) ビタミンAの前駆体である β -カロテンについては、ビタミンA源の栄養機能食品として認めるが、その場合の上限值は7,200 μ g、下限値1,620 μ gとする。この場合、「妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。」旨の注意喚起表示は不要とする。

表5 栄養素等表示基準値

栄養成分	単位	栄養素等表示基準値	栄養成分	単位	栄養素等表示基準値
エネルギー	kcal	2,100	クロム	μ g	30
たんぱく質	g	75	モリブデン	μ g	17
脂質	g	55	ビタミンA	μ g	450
炭水化物	g	320	ビタミンD	μ g	5.0
ナトリウム	mg	3,500	ビタミンE	mg	8
カルシウム	mg	700	ビタミンK	μ g	70
鉄	mg	7.5	ビタミンB ₁	mg	1.0
リン	mg	1,000	ビタミンB ₂	mg	1.1
マグネシウム	mg	250	ナイアシン	mg	11
カリウム	mg	1,800	ビタミンB ₆	mg	1.0
銅	mg	0.6	葉酸	μ g	200
ヨウ素	μ g	90	ビタミンB ₁₂	μ g	2.0
マンガン	mg	3.5	ビオチン	μ g	45
セレン	μ g	23	パントテン酸	mg	5.5
亜鉛	mg	7.0	ビタミンC	mg	80

注) 商品の摂取対象が限定されている場合等には、日本人の食事摂取基準の対応する対象年齢の数値を用いても構わない。その際には、どの対象年齢と比較したのか明確に理解できるように記載する。

注意事項

※ 表示事項が同一の場合には、栄養成分の「機能表示」及び「注意事項」を次のようにまとめて記載することは認められている。

(例) ナイアシン、ビオチン、ビタミンB₂の栄養機能食品の場合

機能表示：「ナイアシン、ビオチン及びビタミンB₂は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。」

注意事項：「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。」

※ 一つの栄養成分に二つの「機能表示」がある場合、次のようにまとめて記載することは認められている。

(例) ビタミンAの場合

機能表示：「ビタミンAは、夜間の視力の維持を助けるとともに、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。」

II 誇大表示の禁止

食品として販売に供する物に関して、広告その他の表示をする際は、健康の保持増進の効果等について虚偽・誇大な表示をすることが禁止されている。

これは、食品として販売されている物について、健康の保持増進等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、その効果を期待させる虚偽・誇大な広告等が放置された場合、国民が適切な診療機会を逸する等、健康に重大な支障を起す可能性があるためである。

〈健康増進法第32条の2〉

何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（以下「健康保持増進効果等」という。）について、**著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。**

1 食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をする者の責務

摂取する者が当該食品を適切に理解し、適正に利用することができるよう、健康の保持増進の効果等について、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならないものである。

2 「食品として販売に供する物」の範囲

食品として販売される無許可無承認医薬品や、生鮮食品等明らかに薬事法の適用対象とならない食品についても規制の対象になる。

3 「広告その他の表示」

- (1) 商品、容器又は包装による広告等及びこれらに添付した物による広告等
- (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面等（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）
- (3) ポスター、看板、ネオンサイン、アドバルーン、陳列物による広告等
- (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写又は電光による広告等
- (5) インターネット、パソコン通信等

広告か否かの判断基準：(1) 顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確にあること
(2) 特定食品の商品名等が明らかにされていること
(3) 一般人が認知できる状態であること

4 「健康保持増進効果等」の表示に該当する一例

治療、予防を目的とする表現
「内臓を強くし、視力を回復させる作用があるとされています。」 「赤米の色素タンニンは血管の老化を防ぐ効果があると発表されました。」
特定の保健の用途に適する旨や栄養成分の効果等に関する表現
「便通の改善」「減塩効果を高める働きがあるカリウム」
最高級の表現
「世界初！驚異のスーパーダイエット」「最もヘルシーな食べ物」
行政機関等が認めたような表現
「厚生労働省承認済み」「××国政府許可〇〇食品」
伝聞調の表現
「〇〇に効くといわれています。」
認証等が健康保持増進効果等に係るものではない
「ダイエットに効く〇〇茶（特許番号××号）」
起源・由来等の説明
「〇〇は昔から傷を癒すと人知れず言い伝えられてきました。」

好転反応に関する表現
「〇〇を食べると、体質によってはお腹がゆるくなることがありますが、これは一過性のもので心配はありません。」
体外排出によるダイエットを謳う表現
「体に溜まった頑固な脂肪を溶かして完璧なダイエット」 「食物の余分な糖分や脂肪分を吸着・排出する働きがあるため無理なく減量できます。」「高分子キトサンが脂肪分を吸着」

5 禁止の対象となる「著しく事実に相違する表示」及び「著しく人を誤認させるような表示」

(1) 「著しく」

一般消費者が広告等にかかれた内容と当該食品を摂取した場合に実際に得られる効果との相違を知っていれば、「当該食品を購入することに誘い込まれることはない」と判断できる場合等。

(2) 「事実に相違する」

広告等において強調されている表示内容と実際に得られる効果等が異なる場合。

(例) 十分な実験結果等の根拠が存在しないにもかかわらず、「3か月で〇キログラムやせることが実証されています。」と表示する場合。

(3) 「人を誤認させる」

広告等から認識することとなる健康保持増進効果等の「印象」や「期待感」と実際に得られる効果等に相違がある場合。

(例) 特定の成分について、健康保持増進効果等が得られるだけの量を含んでいないにもかかわらず、生活習慣などを改善するための運動等をしなくても、摂り過ぎた栄養成分等を排出し、又は燃焼させることをイメージさせる場合。

誇大表示の禁止に違反する表示を行った場合

消費者庁長官及び地方厚生局長は、

国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがある場合、その表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告（健康増進法第32条の3第1項）



正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合、その者に対しその勧告に係る措置をとるべき旨の命令（健康増進法第32条の3第2項）



命令に従わなかった場合、罰則を適用
六月以下の懲役又は100万円以下の罰金（健康増進法第36条の2）

参考

「誇大表示」の考え方について指針等が出ています

- 食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項について
（平成15年8月29日付食安基発第0829001号・食安監発第0829005号厚生労働省通知）
- 体外排出によるダイエットを謳う食品に関する広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）について
（平成16年12月8日付食安新発第1208001号厚生労働省通知）
- 書籍の体裁をとりながら、実質的に健康食品を販売促進するための誇大広告として機能することが予定されている出版物（いわゆるバイブル本）の健康増進法上の取扱いについて
（平成16年7月27日付食安発第0727001号厚生労働省通知）

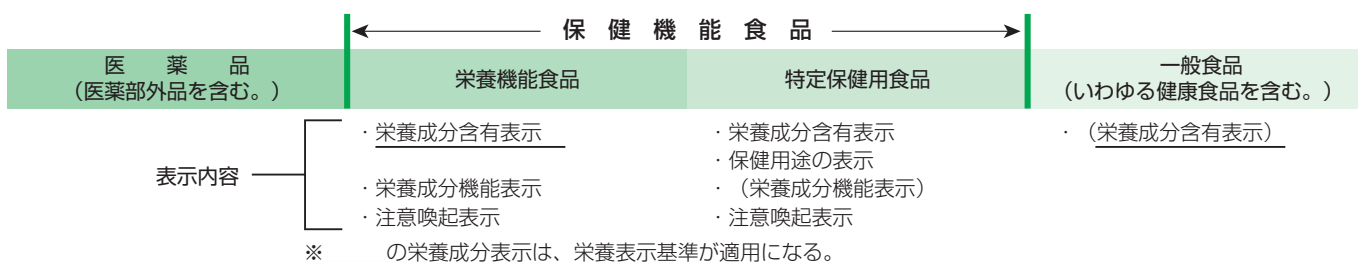
<参考> 保健機能食品制度及び特別用途食品制度

1 保健機能食品制度

保健機能食品制度は、消費者が安心して食生活の状況に応じた食品の選択ができるよう、適切な情報提供をすることを目的とした制度である。国が安全性や有効性等を考慮して設定した基準等を満たしている場合、「保健機能食品」と称することができる。

保健機能食品は表示する機能等の違いによって、「栄養機能食品」（P 12 参照）と「特定保健用食品」の 카테고リーに分類される。

<医薬品と食品との分類と表示内容>



～特定保健用食品について～

からだの生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含み、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、お腹の調子を整えたりするのに役立つなど、食生活において特定の保健の目的が期待できることを表示できる食品である。

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）として販売するには、国において個別に食品の有効性や安全性について審査を受け、表示についての許可を受ける必要がある。なお、特定保健用食品及び条件付き特定保健用食品には、許可証票を付することとされている。

<特定保健用食品の許可証票>



<条件付き特定保健用食品の許可証票>



[特定保健用食品の区分]

○特定保健用食品

健康増進法第 26 条第 1 項の許可又は同法第 29 条第 1 項の承認を受けて、食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品

○条件付き特定保健用食品

特定保健用食品のうち、食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの

(特定保健用食品の許可に当たっての審査で要求している科学的根拠のレベルには届かないものの、一定の有効性が確認される食品について、限定的な科学的根拠であることを表示することを条件として許可対象とするもの)

○特定保健用食品（疾病リスク低減表示）

特定保健用食品であって、疾病リスクの低減に関する表示を含むもの

(関与成分の疾病リスク低減効果の科学的根拠が医学的・栄養学的に広く認められ確立されているものに限り、疾病リスク低減表示を認めるもの)

○特定保健用食品（規格基準型）

特定保健用食品であって、別に定める規格基準を満たすものとして許可等を受けたもの（特定保健用食品として許可件数が多い食品等、科学的根拠が蓄積したものについては、関与成分について新たに規格基準を定め、消費者委員会における個別の審査を受けることなく、事務局において規格基準に適合するか否かの審査を行うもの）

注意事項

食品衛生法施行規則により、「特定保健用食品及び栄養機能食品以外の食品にあつては保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならないこと。」と規定されています。

2 特別用途食品制度

販売に供する食品について、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示をした食品を「特別用途食品」という。特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要がある。

特別用途食品の表示については、病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調整粉乳及びえん下困難者用食品に係るものを許可の対象とするが、内閣府令で定める「特別の用途に適する旨の表示」には特定保健用食品も含まれる。

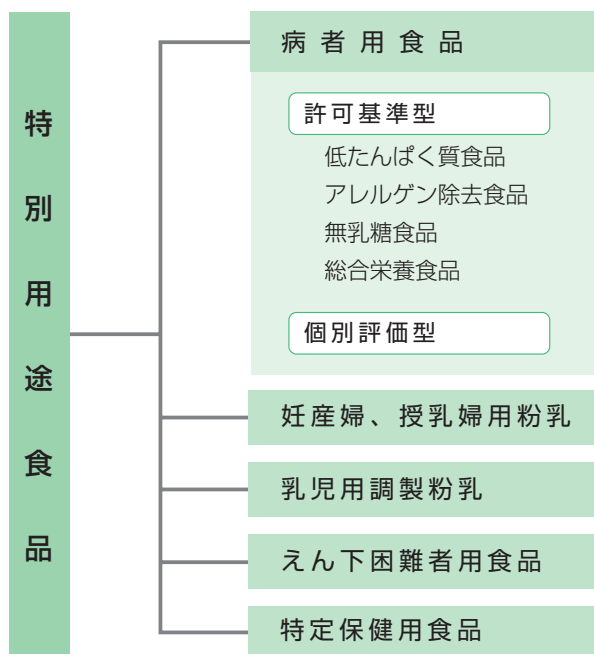
なお、特別用途食品（特定保健用食品を含む。）には栄養表示基準は適用されない。

〈特別用途食品の許可証票〉



備考：区分欄には、乳幼児食品にあつては「乳幼児用食品」と、幼児用食品にあつては「幼児用食品」と、妊産婦用食品にあつては「妊産婦用食品」と、病者用食品にあつては「病者用食品」と、その他の特別の用途に適する食品にあつては、当該特別の用途を記載すること。

〈特別用途食品の分類〉



※特定の保健の用途に適する食品（特定保健用食品）については、特別用途食品制度と保健機能食品制度の両制度に位置づけられている。

東京都内の相談窓口一覧 (平成23年7月現在)

栄養表示について御相談がある場合は、所管の保健所へお問い合わせください。

区名	相談先	住所	電話番号
千代田区	千代田保健所健康推進課	九段北一丁目2番14号	03-5211-8177
中央区	中央区保健所健康推進課	明石町12番1号	03-3541-4260
港区	みなと保健所健康推進課	赤坂四丁目1番26号	03-3455-4928
新宿区	新宿区健康部健康推進課	新宿五丁目18番21号	03-5273-3047
文京区	文京保健所健康推進課	春日一丁目16番21号	03-5803-1229
台東区	台東保健所保健サービス課	東上野四丁目22番8号	03-3847-9481
墨田区	墨田区保健所向島保健センター	東向島五丁目16番2号	03-3611-6135
	墨田区保健所本所保健センター	東駒形一丁目6番4号	03-3622-9137
江東区	江東区保健所保健予防課	東陽二丁目1番1号	03-3647-6713
	江東区保健所生活衛生課	東陽二丁目1番1号	03-3647-5882
品川区	品川区保健所品川保健センター	北品川三丁目11番22号	03-3474-2902
	品川区保健所荏原保健センター	荏原二丁目9番6号	03-3788-7015
目黒区	目黒区保健所生活衛生課	上目黒二丁目19番15号	03-5722-9506
	目黒区保健所健康推進課	上目黒二丁目19番15号	03-5722-9586
大田区	大田区保健所大森地域健康課	大森西一丁目12番1号	03-5764-0661
	大田区保健所調布地域健康課	雪谷大塚町4番6号	03-3726-4245
	大田区保健所蒲田地域健康課	蒲田本町二丁目1番1号	03-5713-1701
	大田区保健所糀谷・羽田地域健康課	東糀谷一丁目21番15号	03-3743-4161
	大田区保健所保健衛生課	蒲田五丁目13番14号	03-5744-1263
世田谷区	世田谷保健所健康推進課	世田谷四丁目22番35号	03-5432-2440
渋谷区	渋谷区保健所地域保健課	宇田川町一丁目1番	03-3463-2444
中野区	中野区健康福祉部健康推進分野	中野四丁目8番1号	03-3228-8826
杉並区	杉並保健所健康推進課	荻窪五丁目20番1号	03-3391-1015
豊島区	池袋保健所健康推進課	東池袋一丁目20番9号	03-3987-4361
北区	北区保健所保健予防課	東十条二丁目7番3号	03-3919-3104
	北区保健所生活衛生課	東十条二丁目7番3号	03-3919-0726
荒川区	荒川区保健所健康推進課	荒川二丁目11番1号がん予防・健康づくりセンター内	03-3802-3111(内423)
板橋区	板橋区保健所生活衛生課	大山東町32番15号	03-3579-2336
	板橋区役所健康推進課	板橋二丁目66番1号	03-3579-2308
練馬区	練馬区保健所健康推進課	豊玉北六丁目12番1号	03-5984-4679
	練馬区保健所生活衛生課	豊玉北六丁目12番1号	03-3992-1183
足立区	足立保健所中央本町保健総合センター	中央本町一丁目5番3号	03-3880-5351
葛飾区	葛飾区保健所健康推進課	青戸四丁目15番14号	03-3602-1268
江戸川区	江戸川区小岩健康サポートセンター	東小岩三丁目23番3号	03-3658-3171
	江戸川保健所生活衛生課	東小岩三丁目23番3号	03-3658-3177

市名	相談先	住所	電話番号
八王子市	八王子市保健所	八王子市旭町13番18号	042-645-5111
町田市	町田市保健所	町田市中町二丁目13番3号	042-722-0621

市町村名	相談先	住所	電話番号
青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・檜原村・日の出町・奥多摩町	西多摩保健所	青梅市東青梅五丁目19番6号	0428-22-6141
日野市・多摩市・稲城市	南多摩保健所	多摩市永山二丁目1番5号	042-371-7661
立川市・昭島市・国立市・国分寺市・東大和市・武蔵村山市	多摩立川保健所	立川市柴崎町二丁目21番19号	042-524-5171
府中市・小金井市・調布市・狛江市・武蔵野市・三鷹市	多摩府中保健所	府中市美好町二丁目51番1号	042-362-2334
小平市・西東京市・東村山市・清瀬市・東久留米市	多摩小平保健所	小平市花小金井一丁目31番24号	042-450-3111
大島町・利島村	島しょ保健所大島出張所	大島町元町字馬の背275番4号	04992-2-1436
新島村	島しょ保健所大島出張所新島支所	新島村本村六丁目4番24号	04992-5-1600
神津島村	島しょ保健所大島出張所神津島支所	神津島村1088番	04992-8-0880
三宅村・御蔵島村	島しょ保健所三宅出張所	三宅村伊豆1004番	04994-2-0181
八丈町・青ヶ島村	島しょ保健所八丈出張所	八丈町三根2番地	04996-2-1291
小笠原村	島しょ保健所小笠原出張所	小笠原村父島字清瀬	04998-2-2951

【参考】各法令の相談窓口

食品の表示には、複数の法令が関係しています。

都内事業者の方は、下記の部署が相談を受けています。来所等による相談は事前予約が必要になります。事前に電話で予約状況等を確認してください。

法規	内容	担当部署
食品衛生法	添加物・法定表示事項・製造業許可・届出	最寄りの保健所
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	品質表示基準・バイオマーク・表示ガイドライン	福祉保健局健康安全部 食品監視課品質表示係 03-5320-4408
薬事法	成分・原材料の医薬品該当性表示・広告（多摩地区事業者）	福祉保健局健康安全部 薬事監視課監視指導係 03-5320-4512
	表示・広告（区部事業者）	健康安全研究センター広域監視部 薬事監視指導課薬事指導係 03-5320-5972
不当景品類及び不当表示防止法	不当表示（優良誤認・有利誤認）	生活文化局消費生活部 取引指導課表示指導係 03-5388-3068
特定商取引に関する法律 東京都消費生活条例	通信販売・返品特約表示	生活文化局消費生活部 取引指導課取引指導係 03-5388-3074

●他道府県の方は、所管の道府県保健衛生主管部へお問い合わせください。

●栄養表示に関するホームページ

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/hoei/hoei_016/hoei_016html

食品に栄養表示するときは… —栄養表示基準・誇大表示について—
(改訂第7版)

平成23年7月発行 登録番号 (23) 60

発行／東京都福祉保健局健康安全部健康安全課

郵便番号163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話番号 03-5320-4507

福祉保健局ホームページアドレス：<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>

印刷／株式会社アイガー
